

令和6年11月6日

令和6年度
第1回総合教育会議
議事録

文京区

令和6年度第1回総合教育会議議事録

第 1 号

令和6年度 第1回会議

日時：令和6年11月6日（水）午後1時10分

場所：第二委員会室

「出席」 文京区長 成澤 廣 修

文京区教育委員会 教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

教育長職務代理者 清 水 俊 明

委 員 坪 井 節 子

委 員 小 川 賀 代

委 員 福 田 雅

「説明のために出席した区職員」 企 画 政 策 部 長 新 名 幸 男

企 画 課 長 横 山 尚 人

児童相談所開設準備担当部長 栗 山 仁

児童相談所開設準備室長 佐 藤 武 大

「説明のために出席した教育局職員」 教 育 推 進 部 長 吉 田 雄 大

教 育 総 務 課 長 熱 田 直 道

教 育 指 導 課 長 山 岸 健

教育施設推進担当課長 藤 咲 秀 修

教育センター所長 木 口 正 和

令和6年度 第1回総合教育会議次第

日時：令和6年11月6日（水）午後1時10分

場所：第二委員会室

1 開会

2 議題

- (1) （仮称）文京区児童相談所設置に向けた文京区の実施について

（資料第1-1号, 第1-2号）

- (2) 世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて

（資料第2号）

3 閉会

1. 開会

(13:10)

○成澤区長 それでは、ただいまから令和6年度第1回総合教育会議を開催いたします。

2. 議題

(1) (仮称) 文京区児童相談所設置に向けた文京区の実施について

○成澤区長 本日は、お手元の次第のとおり、議題を2件設けております。

まず「(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた文京区の実施について」です。

近年、全国の児童虐待対応件数の高どまりの状況が続いていることは、皆さんもご案内のとおりだと思います。また、その内容がますます複雑化するなど、児童相談所を取り巻く児童福祉行政は多くの課題を抱えております。来年4月には文京区も区立児相を開設するという状況で、1月からは、それに先がけて児童の一時保護委託を受けることになっております。本日は、本区における児童相談所開設準備状況の概要についてご報告をさせていただき、ご意見をいただきたいと思っております。

次に、教育局からは「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて」ご報告をいたします。

これからの社会を生き抜くのに必要な力を子どもたちに身につけさせるために、国際的な教育プログラムである国際バカロレア機構にご協力をいただく予定にしております。我が国でも、アクティブラーニングですとか、最近では「探究」というキーワードが多く使われるようになってきておりますが、世界的にIB機構におけるそれらの先進実践の事例があり、IBスクール等も世界中に幾つもできております。国内でもIBスクールのようなものの指定を受ける学校がふえていますが、我々が求めているのは、IBスクールをつくるという出口ではなくて、物の考え方として探究志向の子どもたちをつくっていく。教科学習も大切ですが、自ら考え、解決策を導き出す力をどうつくっていくのかということで、IB機構との連携を考えております。

最初は、教員の先生たちのマインドセットが何よりも大切だということで、教員研修等から取り組めればよいなと思っております。その概要についてご報告いたします。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、児童相談所開設準備室長から、資料第1号等に基づいてご説明をいたします。

○児童相談所開設準備室長 本日は、教育委員会の皆様にお時間を頂戴いたしまして、本区における児童相談所設置に向けた取り組みにつきまして、現在までの状況をご説明させていただきたいと

思います。

まず、大きめのA3版の資料の表（おもて）面の左上の「これまでの経緯」をご覧くださいと存じます。

本区におきましては、①平成28年の児童福祉法の改正によりまして、特別区が児童相談所を設置することが可能となったことから、区児童相談所の開設を目指して、これまで準備を進めているところでございます。

その中にあります④平成31年に区児童相談所の基本計画を策定いたしまして、また、⑤で開設時期を令和7年度に変更し、⑥では区児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を明確化いたしました。⑧で、令和5年3月になりますが、文京区児童相談所の運営計画を策定いたしました。⑨、⑩は本年の最近の動きですが、3月に児童相談所設置市に係る国への政令指定の要請を行いまして、この7月に本区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定がなされたところでございます。こういった形で、一つずつではありますが、区児相の開設に向けての準備を着実に進めているところでございます。

続いて、下の2「児童相談所とは」で、児童相談所の機能のあらましについて書いてございます。特に●の2つ目の「設置主体」です。最近の特別区の状況としましては、*の付近ですが、令和5年、昨年10月に葛飾区、また、先月の10月に品川区が児童相談所を開設してございます。この品川区が特別区の中では9番目の児相設置区となりまして、私ども文京区は、この後、10番目に区児相を設置する区となる予定でございます。

●の3つ目の「役割」、あるいは4つ目の「職員」、5つ目の「業務」のあたりについてですが、児童相談所は、児童に関する相談の、特に専門的な知識や技術を必要とするものに応じるということで、児童相談所長、また、児童福祉司等を初めとして、さまざまな専門職員が従事することになってございます。

続きまして、右側、上段の「一時保護所の概要」でございます。一時保護所は、児童相談所長が必要と認めた場合に、さまざまな困難な状況に置かれたお子さんを一時的に保護する施設でございます。「概要」はご覧になっていただいているとおりでございますが、本区の一時保護所の定員は10名を予定してございます。

その下の3「現在の相談の状況と児童相談体制」でございます。グラフと折れ線を見ていただきますとおりで、児童虐待対応に係る件数につきましては、新型コロナウイルスの対応等によりまして、件数自体は上下しながら高どまりの状況をなお示しておるところでございます。このグラフ

が本区の子ども家庭支援センターの動き、グラフの下の表が、現在文京区を所管しております東京都児童相談センターの状況です。都の虐待対応の件数の合計欄を見ますと、現在 7300 件前後の受理状況でございます。

こういったところを踏まえまして、裏面をごらんいただけますでしょうか。左側、4「本区が目指す新しい児童相談体制」でございます。文京区の児童相談支援についての考え方をお示しておりますが、4 の中段にあります、特に「本区が目指す支援」で、「母子保健から始まる切れ目のない支援」、「子どもや家庭を中心とした関係機関連携による支援」、その上で「詳細な情報収集と適切な判断に基づく支援」を記載しております。文京区の児童相談所がより地域に根差したコンパクトかつ機動的な専門的支援を展開することによりまして、お子さんの最善の利益を守ることをお示しているところでございます。

さらに、その下の5の「組織体制」でございます。左側に、後ほどお話しいたします新たな施設に入る区児童相談所、右側に、引き続きシビックセンターにあります子ども家庭支援センターがありまして、相互に深く連携しながら、児童虐待に係る予防的支援からハイリスクアプローチを含む対応を一貫して行ってまいります。

ここで、もう一つおつけしましたA4版の資料をごらんいただきますと、先ほど、冒頭でご説明がありました本区を児童相談所設置市に指定する閣議決定がなされましたという広報資料になるのですが、こちらの裏面の3をごらんいただけますでしょうか。

ここで大きな楕円形でお示ししていますのは、お子さんを確実に守る、保護者の皆さんを息長く支援していくというところでいきますと、区児童相談所だけが頑張ってもその機能をうまく発揮できませんで、そこにあります子ども家庭支援センターが区児相と両輪となっていく。そのほかにも教育センター、保健サービスセンターその他、子どもに関する多くの関係機関をお示しさせていただいておりますが、そこに小・中学校、幼稚園、保育園、育成室等々を初めとした教育・保育の皆様でありますとか、司法、地域、福祉、保健・医療といったさまざまな機関の皆様に児童虐待の早期発見と再発防止などの担い手になっていただいて、区児相とともにより速やかな対応を図るところで、文京区の児童相談体制がさらに強化されて、より充実していくという狙いをお示ししております。

恐れ入りますが、先ほどのA3の資料にお戻りいただきまして、今度は右側の施設のイメージでございます。地図でお示ししている建設地につきましては、こちらのシビックセンターがある春日通りの中央大学のある坂を上がりまして、富坂警察署の角を曲がったところ、お寺の傳通院の横に、

このたび新たな施設が竣工いたしまして、現在私ども児相開設準備室職員が一丸となりまして、新たな施設にて開設の準備を進めておるところでございます。施設の諸室の内訳は、お示ししているところでございます。

最後に、「今後の予定」でございます。今の新施設におきまして開設準備をさらに加速させてまいりまして、先ほど区長からも申し上げました令和7年4月1日に開設予定という運びでございます。

手早い形ですが、資料のご説明については以上でございます。

○成澤区長 それでは、ただいまの説明につきまして、教育委員の先生方からご意見等ございましたらお願いいたします。

○清水委員 これはやはり医師も関係するところがございまして、昨年でしたか、相談を受けたかと思えます。そのとき、医師の役割ということで幾つかお話ししたと思うんですけども、その後、その話がどうなったかというのを教えていただければと思います。

○児童相談所開設準備室長 今委員からお話を頂戴いたしましたように、区の中の児童相談所で区にあります医療機関の皆様と今後どういった形での連携をとるところなんですけど、昨年度、各医療機関の大学の皆様にご挨拶させていただいて、今後、ドクターの先生方に、例えば児童相談所の中の一時保護所の子どもたちの健康観察でありますとか、あるいは文京区でこれから新しく担う業務の1つであります療育手帳、愛の手帳の判定に関するところでお力をおかいただければと考えているところでございます。最終的にこのようなお時間、このような形でという要綱を今詰めておるところなんですけど、細かいところが固まり次第、またいろいろご相談させていただければと存じております。

○清水委員 よくわかりました。もう一つよろしいでしょうか。

一時保護は非常に重い判断だと思うんですけども、これはある程度経験した人でないとなかなか判断できない。そこら辺のところは、今回判断される、この施設に着任する方はどういう方か、話せる範囲で構わないので教えていただければと思います。

○児童相談所開設準備担当部長 私、前職では神奈川県の中核児童相談所を最後に、児童相談所を合計18年の勤務経験がございまして。現在、ケースの移管を受ける作業で都児相のほうに派遣している職員の中にも児相経験者を配置しています。できるだけバランスよく若手とベテランがうまく回るような組織体制を、これからも継続的に目指していきたいと思い取り組んでいるところでございます。

○清水委員 どうもありがとうございました。よくわかりました。

○成澤区長 今、栗山部長にご説明いただきましたように、経験者もいますし、過去3年、4年にわたって区の職員が都児相等に研修派遣で行って、一時保護所の業務で実際に現場経験を積んできている者たちが、ずっと私どもの職員なのですが、1月以降、区に戻ってその任に当たる。若手の人たちはそういう人たちがほとんどでございます。

それと、さっきのお医者さんとの関係は、僕も聞いていて思ったんだけど、1月までには間に合うの。

○児童相談所開設準備室長 今、お話としては、ハブになっていただく先生は決まっております、ただ一人のドクターの先生だけでなく、チーム制というところでは、今、早急にお話を詰めているところでございます。

○成澤区長 保護委託までには間に合うということでもいいですね。

○児童相談所開設準備室長 一時保護委託中は、医師に関する業務の主体は、東京都となっております。区児相当たっていただく医師の皆様には、開設に間に合う形で詰めてございます。

○坪井委員 これからの児童相談所が文京区の区長さんが目指す各機関との連携ということだったんですけども、子ども家庭支援センターはそうですが、保健センター、あるいは幼・小・中学校といった教育分野が具体的にどのような形で連携する方法をお考えなのかということも1点伺いたい。

もう一つは、子ども意見表明支援の関係で、アドボケイトを導入している児相がふえているんですが、文京区ではその辺のご計画がどうなっているかということをお教えください。

○児童相談所開設準備担当部長 まず1点、関係機関との連携でございます。これから区内の小・中学校を我々は1校1校回らせていただいて、連携についてお話をさせていただきたいと思っております。児童相談所は今まで新宿にあったものですから距離感が生じてしまうところもありましたが、区内にできることで、通告か否かというような究極の判断で児相にお声かけをいただく前に、相談的な要素から一緒にできないかと思っております、地域の関係機関との連携を少しずつ進めていきたいと考えております。

それから、アドボケイトにつきましては、意見表明委員を児相とは離れたセクションで子ども家庭部の中に設置させていただいて、児福審と同様なたてつけを進めているところでございます。その際には弁護士の先生のお力もいただくような調整をさせていただいているところでございます。

○坪井委員 ありがとうございます。

○小川委員 A3サイズの資料の3に、文京区の子ども家庭支援センターと東京都の児童相談所の

連携があるかと思うんですけれども、この辺の体制のとり方について、もう少し具体的にご説明をお願いいたします。

○児童相談所開設準備室長 特に今現在につきましては、先ほどお話がありました新宿の小滝橋にあります東京都児童相談センターと本区の子ども家庭支援センターとで、東京都と文京区の関係性の中で、そこが非常に多く件数をさばく中で、これまでも必死になってやってきたということを知っておるところでございます。

特に東京都のほうが都全体の圏域を持つという特徴で言いますと、1つの児童相談所でたくさんの区、たくさんの市を受け持っているところがあるものですから、引き継ぎのところでは都の職員の方から聞きますのは、それぞれの区、それぞれの市の子どもに関するサービスを児童相談所職員が全部わかった上で支援できているかという点、なかなかそこは心もとない部分が正直ある。今、委員からお話がありました、この二元体制が今度区の中での機関同士になった場合には、児童相談の専門対応も含めてなんですけど、それぞれ私ども文京区の保育、あるいは文京区の子どもたちのためのサービスを区の児童相談所職員が熟知して、虐待予防に向けて十分な体制を図りながら支援を実施していくということで、このたび区と都の関係から、区の中で包含した児童相談体制を目指しているというご説明でございます。

○成澤区長 今回、区立児相をつくるということで、子どものさまざまなデータを、児童相談所と子ども家庭支援センターその他のこれまで区にあった部門が共通で見えるシステムにしております。これまでは都立児相ですから、児相で収集したデータは都児相にしかなくて、区の子家センはそのデータを見るができない。ですけれども、今回は両方が見ることができるということで、その機能強化を図っております。

先ほど栗山部長からもお話がありましたように、予防の意味を込めて区立の小・中学校に日常的に回ろうということ区立児相では予定していて、都児相はそこまでやる時間的な余裕も人的資源もないので、今回、我々は予防の段階から教育現場とも連携していくことを考えているところでございます。

○坪井委員 今のデータ共有のことなんですけれども、関西のほうの政令指定都市で市児相ができたところがあるんですね。そこの方とお話をしたときに、今までと違った教育部署と福祉部門が物すごく協働できるようになった。どうしてそれが可能になったのかということ、市の教育委員会と、児童相談所も市になっているんですね。今まで都と区のような、県と市だったところが、市・市になった。そこで始まった協働関係は、そんなことまでできるんですかというくらいなんです。

そこでのデータ共有はすごく大事だと思っていて、今、子家センと区児相との間のデータ共有は、虐待を受けた子どもたちの情報を各学校が持つのはすごく大変かもわからないんですけど、何か教育委員会と児相が協働するためのシステムの構築はあり得ないのでしょうか。

○成澤区長 どうですか。

○児童相談所開設準備室長 今おっしゃっていただいた、まずは児童相談所と子ども家庭支援センターの中のシステムの仕組みは、区長からお話しいただいたとおりなんですけど、もう一步さらに進んで、学校現場、学校教育と区児相、子家センのより図られた連携の仕組みでいきますと、システムもさることながら、要保護児童対策地域協議会（要対協）のほうも、これは引き続き子ども家庭支援センターが担うんですが、そこに、都児相でなくて、私たち区児相、それから学校の先生方、民生委員さんもそうですが、メンバーとして入り、地域のより細やかな部分での会議体の運営として、これまでよりもさらに細かな部分で支援の取り組みですとか、あるいは、「この子ちょっと気になるんだけど」という段階で情報共有を図っていくような顔が見える関係の仕組みの構築を目指しております。そこも今まで、言い方は難しいんですけど、「都児相の人たちは、名前は知っているけど顔を見たことはないわ」という先生方が、細かな情報を教えてくれるかどうかということと、先ほど栗山が申し上げた各学校にあらかじめ、「先生、何かあったら私たちすぐ来ますから」という段階で要対協を開いたときに、「じゃ、あの子についてはしっかり守るための対策を話し合いましょう」というところで、いかに情報共有の垣根を低くして、情報の透明化できるかというところは、さらに深くやってまいりたいと考えてございます。

○教育推進部長 システムの話については今後のことだと思うんですけども、今児相の準備室長が申し上げたとおりです。先日、文京区の校園長会とあって、幼稚園、小学校、中学校の校長が一堂に会する会合があるんですけども、そこにお2人にいらっしやっただいて、日ごろから顔と顔、そういった近いところで予防的な対応からやっていきたいと思いますというお話をいただいて、各校長なども、それはいいことだねというお話はその後していたということがあります。ですので、近い関係で、日ごろから顔が見える関係でやっていくことが、学校現場にとっても非常に安心感があるということは、私どものほうでも認識はしているところです。

○清水委員 1つよろしいでしょうか。この対象なんですけど、「概ね2歳以上」ということで、かなり幅を持たせているんだと思いますけれども、1歳未満の乳児もやはりこういった庇護が必要になってくる可能性はあると思うんですけど、それに関してはいかがですか。

○児童相談所開設準備担当部長 一時保護所の対象年齢を「概ね2歳以上 18歳未満」とさせてい

ただいておりますが、乳児については、専門の乳児院に一時保護委託をかけていくといったような対応になるかと思っております。

○清水委員 文京区が連携している乳児院はもう既にあるということによろしいですか。

○児童相談所開設準備室長 特別区の児童相談所あるいは東京都内の乳児院は、これがまた協力関係のもとで、いざそのときが来たら、乳児院のところに私どもの児童福祉司が素早く相談をして、一時保護委託をかける。それは児童相談所長の判断のもとで速やかに行っていくという形になってございます。

○清水委員 わかりました。

○福田委員 自身の理解の確認なんですけれども、都から区に主体が変わることでサービスの内容が変わるといよりは、きめ細やかな対応ができる、そういうイメージで合っていますか。

○児童相談所開設準備室長 児童相談所の権限と権能が児童福祉法でかなり強めに縛られておりますので、それが大変大きな権能を持つところではありますが、今委員からお話がありました、では、都と区の違いはどこに出てくるか。先ほど少し申し上げた東京都と文京区のあえての違いで申し上げますと、基本的には東京都の児童相談所職員は、東京都内の児童相談所の中を異動していくという格好になるのですが、これから我々文京区の児童相談所ができてまいりますと、まずは児童相談所としてしっかりスタートを切った後、私ども区職員は区の中の教育部門、保健部門、福祉部門等々に定期的に異動していきます。新しい部署で児童虐待防止のための種をまくということもあるんですが、そこで修行して、また文京区児童相談所に戻ってきて、さらに今度、職員たちが自分が得た福祉サービスであるとか障害サービス等々、さらに厚みのある支援を展開できる児童相談所になっていく。かつ、区の中の地域特性も熟知しているという区の児童相談所の強みは、今後さらに展開していく中で発揮していければと考えてございます。

○成澤区長 区児相を設置しようという平成 28 年度の児童福祉法の改正を特別区が求めていったというのは、都児相では手と目の数が足りないというので、極端な話、死亡事例等もあって、このままではマンパワーが圧倒的に不足しているというので、区児相を設置する権限を我々は獲得しようという特別区側からの運動が最終的に法改正の中にも盛り込まれたという形です。ですので、よりきめ細かい対応を求めて我々は区児相の設置を決めていますので、今室長がご説明申し上げたように、そういった方針のもとで対応を進めております。

○坪井委員 もう一点。入り口のほうは大分わかってきたんですが、出口のほうです。一次保護をした子どもさんが親元へ戻れない場合、児童養護施設とか自立援助ホームは区内にはないんじゃない

いかと思うんですね。都だったときに、全域が使えたということからすると、区はどのような方針で子どもさんの措置先をお考えになっらっしゃるか。

○児童相談所開設準備担当部長 区内には（児童養護施設等）ということは大前提であるので、都と連携をして、空きの情報については共有していく等、日常的にやりとりをしていくこととなります。

ただ、都全体としても、養護施設に関して言っても満床の状況がかなり続くので、一時保護の長期化が懸念されるわけです。一時保護の長期化に耐え得る教育の支援であるとか、時には、今回の児福法の改正で示された児童相談所運営指針では、できるだけ地域のもとの学校に通わせるように児童相談所の支援が求められておりますので、通学への支援についても今考えているところでございます。

○坪井委員 もう一点だけ。今おっしゃったところなんですけど、先ほど申し上げた政令指定都市の場合は、児童相談所の一時保護所に区域の小・中学校の教員や校長先生たちが授業に行っらっしゃる。東京都の場合は考えられなかったんですが、区の先生が一時保護所に行って授業をすることが実現していたんですね。その意味で、教育部と福祉部が子どもたちのために協働できる。もちろん通学支援も重要なことだと思いますが、親がそばにいと、必ずしも安全じゃないときがあるかもしれない。その場合に先生が行って出張授業してくれる、そういうことが実現していたんです。だから、すごいですねと思っていたんですが、そういうことも区児相のよさを生かしていただければなというのが1点。

もう一つは、児童養護施設、ホームはないんですけども、文京区の場合、里親さんはどうでしょうか。

○児童相談所開設準備担当部長 まず、教育との連携につきましては、これから一校一校回りながら、一時保護をした子どもを都のセンターに会いに行くということは、今学校の先生もお忙しいので物理的にできないので、お時間があるときは寄ってくださいというような、教育との敷居を低くする意味で、日常的に出入りが可能な学校との関係をつくって、子どもにできるだけ負担を与えないように考えているところです。

それともう一点、里親については、リクルートから、ある乳児院をポスタリング機関として児相の中に招いて、そこで里親の掘り起こしも含めて今お願いしているところです。今までも文京区のお祭り、フェスティバルの中で、里親さんに関するチラシ等の配布を行い、地域住民にできるだけ広く知っていただく機会は設けておりますが、これからも積極的にそれらの機会を捉えて、今回も

ファイルの中に里親のご案内と、ティッシュに児童相談所が誕生しますと入れ、オレンジリボンの期間には直接区民の方に配布をしたり、あとは、電子データも活用して広報しながらやっていきたいと考えています。

里親さんは非常に大事ですが、基本は一般の家庭の方なので、それだけ一緒に児相とケアしていかなければいけない対象だと思っています。児相としては大切なパートナーだと思っているので、そこを文京らしく育てていければと考えているところでございます。

○成澤区長 里親体験報告会を今なら区が都児相と協働していると、話を聞きに来る人たちはそれなりに集まるんですよ。

○児童相談所開設準備担当部長 今年度も50名を超える方が来てくださって。

○成澤区長 関心はあるけれども、実際に里親委託につながっているかという、もう一ハードル、二ハードルあるということですかね。

○児童相談所開設準備担当部長 あると思います。

○児童相談所開設準備室長 補足いたしますと、今、部長の栗山と区長もお話しいただいたとおり、里親、社会的養護をいかに区の中で根づかせるか。ここは区の中でしっかりとドメスティックな啓発を行うという面と、社会的養護に関しては、東京都全体も含めて、その仕掛けについて考えていく。また、里親さんの実際の勉強あるいは研修は広域的な取り組みが功を奏する場合がありますので、そのあたりは今後も区児相としてしっかり立ちながらも、都と連携しながら社会的養護の理解、さらに里親さん開拓に結びつくような動きを深めてまいりたいと考えてございます。

○成澤区長 来年4月開所、そして1月から一時保護委託スタートということで、少しずつ努力をしていきたいと思っています。1月からは現実に子どもたちをお預かりすることになるので、ミスがあってはならないので、しっかりとした準備を進めていきたいと思っています。きめ細かさを求めるために区児相をつくりますが、一時保護で言えば、区児相なんだから、保護者分離したけれども、伝通院の横にいるんだろうと言って、毎日取り返しに来るケースだってないとは限らないですね。そうすると、さらに一時保護委託をかけるということもあろうかと思うので、きめ細かさと同時に、そういったものについての配慮が必要なので、いろいろな悩みも出てくるとは思いますが、来年4月以降の開設に向けて、これからも準備を進めてまいりたいと存じます。

(2) 世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて

○成澤区長 次に、議題（２）です。

教育施策推進担当課長から資料第２号の説明をいたします。

○教育施策推進担当課長 私からは、資料第２号「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて」、ご説明いたします。

本プロジェクトは、将来の予測が困難であり、グローバル化がさらに進んだ社会で生き抜く力を子どもたちに身につけさせるため、国際バカロレア機構の協力のもと、取り組むものです。国際バカロレアとは、外交官など世界をまたにかけて働くご家庭の子どもがどこの国に行っても大学入学で困らないように、確かな力を身につけたことを証明するためのプログラムとして開発されたものです。

このプログラムは世界中で認められ、国際バカロレア機構は今では教育系では世界最大級の NPO 団体となりました。国際バカロレア機構が提供するプログラムをカリキュラムとして取り入れ、厳しい審査の上、認められますと、国際バカロレア認定校となります。このバカロレア認定校でバカロレアの学位を取得すると、それは世界中で通用する国際資格となります。日本でも、文部科学省が中心となり、認定校を 200 以上にしようという動きがあり、2024 年 6 月現在、249 校となっております。また、世界には 160 カ国、約 5800 校の認定校がございます。

国際バカロレアは、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい、より平和な世界の実現に貢献できる探究心、知識、思いやりに富んだ若者を育成することを目的としております。特徴的な指導のアプローチとして、探究を基盤とした指導等が挙げられます。

本区では、この国際バカロレアの知見を生かした教員研修を令和 7 年度から実施し、教員がこれまでの指導方法を見直し、授業を変えていくことを目指します。この実現のため、教員研修プログラムを国際バカロレア機構に開発していただくことになっております。

また、令和 6 年度中の協定の締結を予定しております。加えまして、令和 7 年度中に国際バカロレア機構と共催で、文京シビック大ホールでシンポジウムを開催し、このプロジェクトについて保護者、地域の方々に広く知っていただく機会としたいと考えております。

説明は以上となります。

○成澤区長 ただいまの説明につきまして、教育委員の皆様からご意見等を頂戴できればと思います。

○小川委員 教えていただきたいんですけど、一般的に、高校でバカロレアの認定を取っている学校さんはいろいろなところで聞くことはあるんですけども、ここでは小学校、中学校の教育の中

にバカロレアを入れるということかと思うんです。海外の大学とかにそのまま受験できるようにと
いうことで、多分、高校にバカロレアの認定制度をとっているという認識があるんですが、小学校、
中学校で入れることの仕組みというか、メリットというか、追加説明をお願いいたします。

○教育施策推進担当課長 バカロレアの知見を生かして文京区の先生方がこれまでの指導方法を見
直して、指導方法を変えていくというところを1つ大きな主眼としていきたいと考えております。
具体的に申し上げますと、探究的な学びという視点で授業をよくしていこうと考えてございます。
国際バカロレアはさまざまな手法を持っているのですが、探究的な学びにつきましてはかなり開発
が進んだものをお持ちでありますので、一つ、この探究的な学びという視点で小・中学校の教員が
研修を受けることによって授業を変えていき、それが子どもたちに還元されていくことを目指して
まいりたいと考えております。

○丹羽教育長 補足していいですか。今の説明のとおりなんですけれども、そもそもIBのプログ
ラムの大学入試の資格になるものは、高校生がやるDP (Diploma Programme) というのがあって、
日本でも受け入れている大学がありますけれども、それをやると海外の大学も行けます。それ以外
に、人材育成ということで、年齢に応じて、PYP (Primary Years Programme) という3歳から12
歳のもの、あとMYP (Middle Years Programme) という11歳から16歳、大体中3から高1。
PYPとMYPというプログラムもセットでつくってございまして、主にPYPとMYPの学びのところ
を今回のこのプロジェクトでは研修の内容にしてもらって、それを教員に受けてもらおう。DPは、
おっしゃるとおり、完全に大学入試の資格のためのものなので、日本で言うと高2、高3の子が取
りますよね。そういうことを考えております。

○小川委員 いろいろなものがあるとわかりました。じゃ、先生のFDの要素もすごく強いという
イメージでよろしいんですかね。

○成澤区長 DPのところばかりが、特に日本では、IBイコールIBスコアだと。IBスコアで
何点とればアメリカのどこどこ大学に入れる。要は入試の事前の推薦基準みたいなもので、IB、
IBとっていらっしゃる保護者の方たちが結構いらっしゃるんですけども、我々がやりたいのは
そこではなくて、逆にそれをやってしまうと、ただでさえ普通教室が足らなくて、教育委員の先生
たちにもご心配をおかけてしているのに、文京区で学びたいという子をどんどん引き寄せちゃう。
むしろリスクになる可能性もある。

○小川委員 どんどん来ちゃうんじゃないかと思いました。

○成澤区長 そうではなくて、その前の段階で、最終的には世界に留学してもらおう子どもたちが文

京区から数多く育ってくれるのはいいことなので、仮にそうなったときにも、基礎的な学習の部分で物の考え方が、教科中心の学習ではなくて、IBが求めているさまざまな年齢の課程における達成度をちゃんと確保できるような子どもたちにされているために、それを教える側のマインドセットができていないと元も子もないので、教員の研修のところからスタートしようというのが今回の狙いでございます。

○小川委員 特に区立の中学校とかは、受験で外に出てしまう子どもたちもいるような状況なので、逆に、こういう先生たちのマインドセットがどんどん高まっていった中で、区立中学の教育が充実すると、よりいいんじゃないかなと思いました。

○福田委員 何度もキーワードで出てくる探究的な学びというものが具体的にどういうことをイメージされているのかなというのを聞いてみたいのと、裏を返すと、そういうものを持った指導をあまりしてこなかったよねという自戒の念もあるのかなと思う。逆に言うと、どこを変えていきたいというものがあるのかなというのを伺いたいと思います。

○教育施策推進担当課長 探究的な学びにつきましては、あるきっかけがあって、その中で疑問とか問いを子どもは見つかると思うんですね。その問いに従って必要な情報を集めて、課題解決の見通しを持った上で、最終的に問いの答えを見つけながら課題を解決していく。その過程で情報を集めたり、一回解決したんだけど、さらに新たな問いが出てきたり、またさらにその問いを解決していくというところが、探究的な学びのプロセスだと思うんですね。

じゃ、この学びが今の学校の現場でできていないかといいますと、文部科学省は、習得・活用・探究というふうに長年の間言ってきているので、試みはしてきていますが、残念ながらまだ不十分な状況。習得のところは非常に得意なんです。極端な話で言うと、知識を一方向的に学習者に注入していくやり方はこれまで行われてきたんです。その部分は得意なんですけど、それを探究的な学びに持っていくところまでが非常に大きな課題となっており、その授業がなかなか実践できていない状況はあります。

そういった意味で、この探究的な学びにすぐれた知見を持っている国際バカロレア機構にご協力いただいて、探究的な学びという視点でよくしていこうというのが、このプログラムの1つの大きな趣旨となっております。

○福田委員 わかった気になっているのかもしれないけど、習得は得意だけれども、確かに探究的な学びというと、どういうものだろうかと、自分自身にさえイメージがなかったです。一方で、これもまた日本人の気質なのかもしれないんですけども、ここを変えていくのは先生方にとっても

結構大きなチャレンジだろうなと思います。

あとは個人的には、グローバル化、ダイバーシティ、インクルージョンなどいろいろ言われている中で、同質的に世界と何でも合わせていくことが必要だ。それを知りつつも、まず違いを知った上でといったところが改めて大事なんじゃないかなと思ったりもしているので、何でも合わせていけばいいとは思っていらっしやらないと思うんですけど、あえてそこは訴えたいなと思うところではあります。

○教育施策推進担当課長 大きな転換期なのではないかというご指摘のとおりなんです。窓口として教員研修はこちら教育委員会が行うのですが、区長にも先ほどご回答いただいたとおり、区長部局とも協力しながら進めていく大きなプロジェクトと考えております。

○成澤区長 我々、きょうここにいる理事者も含めて全員、「探究」という単語が入った学習指導要領は学んでいないんですね。小学校で 2021 年から、中学で 2022 年からとか、ここ 1 年で初めて「探究」がキーワードになった学習指導要領が完全実施になって、それをベースにした授業が始まっているということなので、現場でも試行錯誤がまだ続いている。ただ、恐らく次の学習指導要領の改訂の中では、かなりの授業時数をそこに割くことに多分なるんじゃないかなと言われていいますので、それをどう先取りしていくことができるのか。求められたときに、先生たちもそれができるようになっていないとならないということもあって、この時点で I B 機構との連携を始めようというのが狙いの 1 つとご理解をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

3. 閉会

○成澤区長 本日は、これをもちまして、令和 6 年度の第 1 回の総合教育会議を終了させていただきます。ご協力に感謝いたします。ありがとうございます。

(13 : 58)